

公立大学法人宮城大学遺伝子組換え実験安全管理規程

平成21年4月1日

規程第55号

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 実験の安全を確保するための組織（第5条―第10条）
- 第3章 実験従事者の登録（第11条―第13条）
- 第4章 実験計画の申請、承認（第14条―第17条）
- 第5章 実験室の認定（第18条―第20条）
- 第6章 安全管理基準（第21条―第22条）
- 第7章 緊急事態等の措置（第23条―第25条）
- 第8章 健康管理（第26条―第29条）
- 第9章 中止命令等（第30条―第31条）
- 第10章 遺伝子組換え生物等の譲渡等（第32条―第33条）
- 第11章 その他（第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）及び研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学・環境省令第1号）並びに関係法令（以下「法令」という。）に基づき、宮城大学（以下「本学」という。）における遺伝子組換え実験（以下「実験」という。）を計画し、実施する際に遵守すべき安全確保に関する必要な事項を定め、もって実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 学部 実験を実施する学部をいう。
- 二 学部長 前号に規定する学部の長をいう。
- 三 実験室 実験を実施する部屋をいう。
- 四 実験区域 人の出入りを管理するための設備によって他の区域から隔離された実験室、廊下等からなる区域をいう。
- 五 安全キャビネット その中で行う実験操作により発生する汚染エアロゾルが外部に漏出しないように設計された所定の箱型の設備をいう。
- 六 拡散防止措置 遺伝子組換え生物等の使用に当たって、施設等を用いることその他必要な方法により施設等の外気、水又は土壤中に当該遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するために執るべき措置をいう。
- 七 実験従事者 実験の実施に携わる者をいう。
- 八 実験責任者 実験従事者のうち、個々の実施計画の遂行について責任を負う者をいう。
- 九 安全管理施設責任者 実験室及び実験区域の安全を確保するため、設備及び施設を管理す

るための責任を負う者をいう。

十 P2レベル 「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学・環境省令第1号）」別表第2に定める遺伝子組換え実験に当たって執るべき拡散防止措置の区分をいう。

十一 譲渡等 遺伝子組換え生物等を譲渡若しくは提供又は委託することをいう。

（対象）

第3条 この規程は、本学において行われる実験を対象とする。

（実験の区分）

第4条 実験の安全を確保することの重要性に鑑み、本学で行われるすべての実験は、法令及びこの規程に定める手続を経て行わなければならない。なお、実験は、その実施について必要とされる手続きによって次の2種類に分類するものとする。

- 一 文部科学大臣の確認を必要とする実験（以下「大臣確認実験」という。）
- 二 研究委員会委員長である研究を担当する理事（以下「研究担当理事」という。）の承認を必要とする実験（以下「機関実験」という。）

第2章 実験の安全を確保するための組織

（遺伝子組換え実験安全管理専門委員会）

第5条 公立大学法人宮城大学研究委員会運営規程（平成21年宮城大学規程第51号）第8条第1項第4号の規定により設置される遺伝子組換え実験安全管理専門委員会（以下「安全委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 研究担当理事が指名する研究委員会委員
- 二 遺伝子組換え研究者
- 三 前号に掲げる者以外の自然科学者
- 四 人文・社会科学者
- 五 医学系の専門家
- 六 教職員の健康、安全管理等に責任を有する事務職員
- 七 その他研究担当理事が必要と認める者

2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 安全委員会は、研究担当理事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、若しくは審議し、又はこれらの事項に関して研究担当理事に対し助言若しくは勧告をするものとする。

- 一 実験に関する規程の制定及び改廃に関すること。
- 二 実験計画の法令及びこの規程に関する適合性の審査に関すること。
- 三 実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。
- 四 事故発生の際の必要な措置及び改善策に関すること。
- 五 その他拡散防止措置及び安全確保に関して必要な事項に関すること。

4 安全委員会は、必要に応じ、実験責任者及び安全主任者に対し、報告を求めることができる。

5 安全委員会は、必要と認めたときは、安全委員会に学識経験者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 安全委員会委員長は、調査若しくは審議した結果を研究委員会に報告するものとする。

(研究担当理事の責務)

第6条 研究担当理事は、本学における実験の安全確保を図るための体制を整えるなど、本学において実験従事者が行う実験の安全確保に努め、次に掲げる各号の任務を果たすものとする。

- 一 安全委員会の委員長及び委員並びに安全主任者を任命すること。
- 二 実験について、安全委員会の審査を経て、承認の可否を決定すること。
- 三 大臣確認実験について、安全委員会の審査を経て、文部科学大臣に確認を申請すること。
- 四 安全委員会又は安全主任者の助言を得て、実験従事者の教育、訓練及び健康管理のための指揮をとること。
- 五 実験室の認定及び実験を実施することができる資格を有する者(以下「有資格者」という。)の認定を行うこと。
- 六 天災又は火災等の緊急事態による災害に備えて適切な措置を講ずるとともに、実験に係る事故及び緊急事態が発生したとき、学長に報告の上、文部科学大臣に報告すること。
- 七 その他実験の安全確保に必要な事項を実施すること。

(学部長)

第7条 学部長は、学部における実験の安全確保を図るための体制を整えるなど、学部における実験従事者が行う実験の安全確保に努め、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- 一 実験室及び実験区域の安全を確保するため、実験責任者の中から安全管理施設責任者を任命すること。
- 二 安全委員会又は安全主任者の助言を得て、実験従事者の教育訓練及び健康管理に当たること。
- 三 天災又は火災等の緊急事態による災害に備えて適切な措置を講ずるとともに、実験に係る事故及び緊急の事態が発生した場合に、研究担当理事に報告すること。
- 四 その他実験の安全確保に必要な事項を実施すること。

(安全主任者)

第8条 本学に、実験の安全確保に関し研究担当理事を補佐するため、安全主任者を置く。

- 2 安全主任者は、法令及びこの規程を熟知するとともに、生物災害に関する知識及び技術に習熟した者のうちから、研究担当理事が任命する。
- 3 安全主任者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、安全主任者に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 安全主任者は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - 一 実験が法令及びこの規程に従って適正に遂行されてことを確認すること。
 - 二 実験の安全性について、研究担当理事及び学部長に対し必要な助言を行うこと。
 - 三 実験の安全性について、実験責任者及び実験従事者に対し必要な指導、助言又は勧告を行うこと。
- 四 その他実験の安全確保に関する必要な事項の処理に当たること。

(実験責任者)

第9条 実験の計画及び実施に当たっては、実験ごとに、実験従事者のうちから、実験責任者を定めなければならない。

- 2 実験責任者は法令及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術に習熟した者でなければならない。
- 3 実験責任者は、次に掲げる職務を行う。

第3編研究 遺伝子組換え実験安全管理規程

- 一 実験の計画立案及び実施に際し、安全主任者の指導の下に、法令及びこの規程を遵守し、実験の管理及び監督に当たること。
- 二 実験について、実験の計画を学部長を経て研究担当理事に申請し、その承認を受けること。
なお、実験計画を変更しようとする場合も、同様とする。
- 三 実験室について、実験室の認定を学部長を経て学長に申請し、その承認を受けること。
なお、実験室を変更する場合も、同様とする。
- 四 その他必要な事項を実施すること。

(実験従事者)

- 第10条 実験従事者は、実験の計画及び実施に当たっては、拡散防止及び実験の安全確保について十分に自覚し、必要な配慮をしなければならない。
- 2 実験従事者は、実験の実施に当たっては、安全主任者及び実験責任者の指示に従うとともに、法令及びこの規程を遵守しなければならない。

第3章 実験従事者の登録

(実験従事者の登録)

- 第11条 実験に従事しようとする研究者は、あらかじめ、組換え DNA 実験資格者申請書（様式第1号）により学部長を経て研究担当理事に登録の申請をしなければならない。

(実験資格の審査)

- 第12条 研究担当理事は、前条の申請があったときは、安全委員会に諮問し、審議の結果に基づいて、その実験資格の認定の可否を決定する。この場合においては、実験資格の認定にあたっては、安全主任者の意見を聴くことがある。

(実験資格の通知)

- 第13条 研究担当理事は、前条の結果を、学部長を経て申請者に通知するものとする。

第4章 実験計画の申請、承認

(実験計画の申請)

- 第14条 実験を行おうとする実験責任者は、あらかじめ、組換え DNA 実験申請書（様式第2号）により学部長を経て学長に申請しなければならない。実験計画を変更しようとするときも、同様とする。

(実験計画の承認)

- 第15条 研究担当理事は、前条による申請があったときは、安全委員会に諮問し、審議の結果に基づいて、その実験計画の実施について承認の可否を決定する。
- 2 研究担当理事は、前項の規定により大臣確認実験を承認したときは、文部科学大臣の確認を得るものとする。

(実施計画の審査結果の通知)

- 第16条 研究担当理事は、機関実験について前条第1項の決定を行ったとき又は大臣確認実験について前条第2項の確認を得たときは、学部長を経て当該実験責任者に通知するものとする。

(実験の終了等)

第17条 実験責任者は、実験を終了し、又は中止したときは、組換え DNA 実験終了・中止報告書（様式第3号）により、速やかに学部長を経て研究担当理事に報告しなければならない。

第5章 実験室の認定

(実験室の設置の申請)

第18条 実験室を設置しようとする実験責任者は、組換え DNA 実験申請書（様式第2号）により、学部長を経て学長に申請しなければならない。実験室の内容を変更しようとするとき又は実験室を抹消しようとするときも、同様とする。

(実験室の承認)

第19条 研究担当理事は、前条による申請があったときは、安全委員会に諮問し、審議の結果に基づいて、実験室の設置について認定の可否を決定する。

2 安全委員会は、前条の諮問があったときは、安全主任者の協力を得て該当実験室の設備等を検討して承認の可否を研究担当理事に報告する。

(実験室の承認の通知)

第20条 研究担当理事は、前条第1項の結果を、学部長を経て当該実験責任者に通知するものとする。

第6章 安全管理基準

(実験の安全度を定める基準)

第21条 実験は、その安全を確保するため、一般に用いられる標準実験法を基本とし、省令等により定められた実験の種類に応じた拡散防止措置に基づき計画し、実施しなければならない。

2 実験の拡散防止措置を定める基準は、法令等に定めのあるもののほか、次の各号によるものとする。

一 実験は、認定を受けた実験室で行わなければならない。

二 実験は、承認を受けた計画に従って行わなければならない。

三 組換え体を保管するときは、組換え体を入れた容器を密栓し、各実験施設内の所定の貯蔵庫内に保管し、組換え体を保管していることを表示しなければならない。また、これを実験室外に搬出する必要があるときは、指定された方法により堅固で漏れない容器に入れて運搬しなければならない。

四 組換え体又は組換え体によって汚染されたものを廃棄するときは、別に定める滅菌法又は汚染除去法等により消毒し、定められた方法によってのみ廃棄しなければならない。

五 実験従事者は、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

イ 微生物にかかわる標準実験法及び実験に特有な操作方法並びに関連する技術に精通し、習熟している者

ロ 過去の経歴において、イに該当しない者については、安全委員会による所定の教育及び訓練を受け、研究担当理事による有資格者としての認定を受けた者

ハ この規程に定める定期の健康診断を受け、異常が認められなかった者

六 実験責任者は、安全主任者の指導及び助言の下に、実験従事者に対し、実験の開始前に法

令及びこの規程を熟知させるとともに、次に掲げる事項に関する教育訓練を行わなければならない。

- イ 危険度に応じた微生物の取扱いに関する技術
 - ロ 拡散防止措置に関する知識及び技術
 - ハ 実施しようとする実験の危険度に関する知識
 - ニ 事故発生の場合の措置に関する知識
 - ホ その他実験等に関する必要な知識及び技術
- 七 実験従事者は、実験責任者及び安全主任者の指示及びその他の規則に従って実験を行い、それぞれの実験のクラスに応じた操作の基準を守らなければならない。
- 八 実験従事者は、実験の実施の記録を保存しなければならない。
- 九 実験責任者は、有資格者が実験に加わるとき又はその業務を離れたときは、組換え DNA 実験申請書（様式第2号）により学長に報告しなければならない。
- 十 実験を終了し、又は中止したときは、別に定める方法により組換え体を適切に処置しなければならない。

（施設及び設備の管理及び保全）

第22条 拡散防止措置に関わる施設及び設備の管理並びに保全については、法令に定めのあるもののほか、次の各号によるものとする。

- 一 実験室は、法令に定められた安全設備のほか、施錠のできる組換え体保管庫を備えなければならない。
- 二 安全管理施設責任者は、法令及びこの規程に定められた基準に従って実験施設及び設備を管理し、定期的に整備点検し、その記録を残さなければならない。
- 三 安全管理施設責任者は、実験室の入口に、国際バイオハザード標識を標示し、さらに実験室の拡散防止措置のレベルを標示しなければならない。
- 四 安全管理施設責任者は、実験に用いる安全キャビネットについて設置直後（移転を含む。）及び必要に応じて、又は定期的に検査しなければならない。

第7章 緊急事態等の措置

（事故）

第23条 実験室内で、次の各号に掲げる事態が生じた場合は、これを事故として取扱うものとする。

- 一 P2レベル又はそれ以上の拡散防止措置による実験に使用されている組換え体の実験従事者等の体内に入ったとき。
 - 二 安全設備の機能に重大な欠陥が発見されたとき。
 - 三 実験室内で P2 レベル又はそれ以上の拡散防止措置により実験に使用されている組換え体が逸出し、未発見のまま24時間以上経過して実験従事者等の出入りにより実験室外が汚染されたと疑われるとき。
 - 四 健康診断の結果、組換え体感染によると疑われる異常が認められたとき。
 - 五 病原体等を取扱う実験従事者等について、第29条第3項による報告があったとき。
- 2 事故を発見した者は、直ちに当該実験責任者に通報しなければならない。
- 3 前項の通報を受けた実験責任者は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、安全管理施設責任者、安全主任者及び学部長に報告しなければならない。
- 4 研究担当理事は、必要があると認めるときは、事故処理について安全主任者に指揮させると

ともに、当該実験室の使用を一定期間禁止することを命ずることができる。

- 5 研究担当理事は、前項の処置をしたときは、事故の程度、内容及び危険区域等を実験従事者等に周知させなければならない。
- 6 安全主任者は、事故後の安全性が確認されたときは、遅滞なく学長に報告しなければならない。
- 7 研究担当理事は、前項の報告があったときは、当該実験室の使用の禁止を解除するとともに、実験従事者等にその旨を周知させなければならない。

(緊急事態)

- 第24条 研究担当理事は、地震、火災その他の災害により、この規程及び別に定める規則を遵守することができなくなったときは、直ちに学長に報告の上、緊急対策本部を設置しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実験責任者は、緊急対策本部が設置されるまでの間、緊急事態に対応した措置を講じなければならない。措置を講じた場合は、事故内容及び講じた措置について、速やかに学長に報告しなければならない。

(緊急対策本部)

- 第25条 緊急対策本部は、学長、研究担当理事、副学長、学部長、安全主任者、実験責任者、安全管理施設責任者、事務部長及び学長の指名する者で組織する。
- 2 緊急対策本部長は学長とする。
 - 3 緊急対策本部は、次の各号の業務を行う。
 - 一 実験室内の実験生物の逸出の防止対策
 - 二 災害対策の指導及び助言
 - 三 危険区域の設定及び解除
 - 四 汚染防止及びその除去方法の指導
 - 五 汚染者の隔離
 - 六 緊急事態が生じたことの周知
 - 七 危険区域の安全性調査
 - 八 前各号に掲げるもののほか、緊急事態に必要な対応策
 - 4 緊急対策本部は、緊急事態に対する安全性が確認されたときは、緊急対策本部の本部長がこれを解散する。

第8章 健康管理

(健康診断)

- 第26条 実験従事者は、実験開始前並びに開始後1年を超えない期間ごとに、指定の健康診断を受けなければならない。研究担当理事又は安全主任者が随時必要と認めて指示したときも、必ず指定の健康診断を受けなければならない。
- 2 研究担当理事は、実験従事者が、人体に対する病原微生物を取扱う場合は、病原性の程度によって実験開始前にワクチンの接種等予防治療の方策についてあらかじめ検討し、必要に応じ抗生物質又はワクチン・血清等の準備をするとともに、実験開始後6月を超えない期間ごとに特別定期健康診断を行わなければならない。
 - 3 研究担当理事は、実験区域内において感染のおそれがあると認めたとき、又は実験従事者に次の各号に該当する事由が生じたときは、当該実験に関係する全実験従事者に対し、直ちに健

康診断を行い、その他必要な措置を講じなければならない。

- 一 組換え体によって実験室及び実験区域が著しく汚染された場合に、その場に実験従事者が居合わせたとき。
 - 二 実験従事者が、重症又は長期にわたる病気に罹ったとき。
- 4 研究担当理事又は安全主任者が、実験従事者の血清診断のため、実験に用いた組換え遺伝子を保有する宿主の提供を要求したときは、実験責任者及び実験従事者は、直ちに要求にかかわる宿主を提供しなければならない。

(健康診断の記録の保存)

第27条 研究担当理事は、健康診断の記録の原本を本学の所定の機関に保存させるものとする。

(健康診断後の措置)

第28条 研究担当理事は、健康診断の結果について、異常が認められた実験従事者等があったときは、安全確保のため、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

(実験従事者の健康管理等)

- 第29条 実験従事者は、絶えず自己の健康について注意し、健康に変調を来したとき又は重症若しくは長期にわたる病気に罹った場合には、直ちに実験責任者及び学部長に報告しなければならない。この事実を知り得た者はこれを同様とする。
- 2 実験責任者は、前項による報告があったときは、直ちに安全主任者に報告するとともに、当該実験病原体等の感染の有無について、詳細な調査をしなくてはならない。
 - 3 実験責任者は、前項の調査の結果、当該実験病原体等の感染が認められた場合、又は医学的に不明瞭な場合は、直ちに安全主任者及び学部長に報告しなければならない。

第9章 中止命令等

(安全主任者の実験中止勧告と報告義務)

第30条 安全主任者は、実験責任者、実験従事者及び本学の研究者等が、法令又はこの規程に違反し又は違反するおそれがあると認めたときは、当該実験従事者に対し実験の中止を勧告するとともに、その旨を学部長を経て研究担当理事に報告しなければならない。

(緊急措置)

- 第31条 研究担当理事は、前条による報告を受けたとき又は自ら違反事項を認知したときは、直ちに当該実験の制限、中止及びその他必要な措置を講ずることができる。
- 2 実験責任者、実験従事者及び本学の研究者等が、前項による研究担当理事の指示を受けたときは、直ちにその指示に従い、適切な措置を講じなければならない。

第10章 遺伝子組換え生物等の譲渡等

(譲渡等の手続き等)

- 第32条 遺伝子組換え生物等の譲渡等を行おうとする実験責任者及び実験従事者は、あらかじめ所定の様式により安全委員会に届け出なければならない。
- 2 安全委員会は、前項による届け出を確認し、その内容が適切であると判断されたときは、譲渡等の許可を与えるものとする。

第3編研究 遺伝子組換え実験安全管理規程

3 提出された届け出については、別に定める方法により保管及び管理等を行うものとする。

(情報の内容及び提供の方法)

第33条 遺伝子組換え生物等の譲渡等を行う際の情報の内容及び提供の方法は、法令に定めのあるもののほか、別に定める方法により行わなければならない。

第11章 その他

(その他)

第34条 この規程に定めるもののほか、遺伝子組換え実験の安全管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H23.4.27 第41回理事会)

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号

整理番号 _____

組換え DNA 実験資格者申請書

年 月 日

宮城大学研究委員会委員長 殿

従事する実験の承認番号			
従事する実験の責任者	学部・学科・身分		
	氏名		
	学内連絡先		
従事する実験の課題名			
実験実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
実験資格申請する者の所属・身分・氏名			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
安全委員会記入欄			

組換え DNA 実験申請書

年 月 日

宮城大学研究委員会委員長 殿

申請の種類	実験の種類	実験の区分	物理的封じ込め	実験経費
☐ 新規 ☐ 従事者の変更 (旧申請 年 月 日 #) ☐ 実験計画の変更 (旧申請 年 月 日 #) ☐ 施設の設置 (旧申請 年 月 日 #) ☐ 施設の変更・抹消 (旧申請 年 月 日 #)	☐ 機関承認実験 ☐ 機関届出実験	・微生物・培養細胞を宿主とする実験 ☐ 未同定 DNA 実験 ☐ 同定済み DNA 実験 ☐ 大量培養実験	☐ P1 ☐ LSC ☐ P2 ☐ LS1	☐ 科学研究費 ☐ その他の公的・外部研究費 ☐ 受託研究費・奨学寄付金 ☐ 宮城大学研究補助金 ☐ 宮城大学教育費 ☐ その他
	☐ 大臣確認実験 (大臣確認実験の申請にあたっては、事前に安全管理委員会に連絡のこと)	・動物を用いる実験 ☐ 作出 ☐ 使用 ☐ 接種		

実験申請者 (責任者)	学部・学科・身分 氏名 連絡先	電話 e-mail ※実験申請者(責任者)は宮城大学教員に限る。	印
----------------	-----------------------	--	---

実験課題名	
実験実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実験の主目的	

実験従事者	氏 名	健康診断書	学部・学科・身分	組換えDNA 実験経験	病原微生物 取扱い経験
	1		☐ 提出 ☐ 未提出		☐ 有 ☐ 無
2		☐ 提出 ☐ 未提出		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
3		☐ 提出 ☐ 未提出		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
4		☐ 提出 ☐ 未提出		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
5		☐ 提出 ☐ 未提出		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
6		☐ 提出 ☐ 未提出		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
その他の特記事項					
安全委員会記入欄					
		安全委員長	氏名	印	

組換え DNA 実験の内容

供与体・ベクター・宿主の組合わせ

DNA供与体	DNAの 種類	未同定DNA 実験に係る単離 予定のDNA	同定済みDNA実験 に係る供与DNA	ベクター	宿 主	封じ込め レベル	機関承 認・届出 の区別	備 考

実験場所(棟・階・実験室名)

物理的封じ込めに関連する施設・設備	位 置	
	構 造	
	設 備	

動物を用いる実験の内容

動物種 (系統/ライン名)	実験 区分 (注 1)	導入 段階 (注 2)	DNA 供与体および DNA の名称・形質・種類等	形質の 得失等 (注 3)	使用するベクターの 名称・特性 (注 4)	封じ込め レベル (注 5)	承認/届出 の区別 (注 5)	備考 (注 6)

飼育場所(棟・階・実験室名等)
飼育方法(逃亡防止設備、排泄物、飼育水等の消毒または焼却等)
動物個体と子孫の管理方法(個体識別方法を含む)
実験終了後の処置

供与を受けた場合の供与元および責任者

動物種 (系統/ライン名)	機関名	機関の長	担当責任者	同連絡先	供与年月日	供与承諾書の 有無

注 1: 動物を用いる実験のうち、作出、使用、接種の別を記入。

注 2: DNA を導入する段階のうち、卵、ES 細胞、胚、胎仔、成体の別を記入。

注 3: 実験により動物が形質を獲得するか、欠失するか、修飾されるか等について記入。

注 4: 使用するベクターの安全性について、二次感染性ウイルス粒子を生じるかどうかを記入。

注 5: 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年文部科学・環境省令第1号)別表第2を参照。

注 6: 当該 DNA の性質について、他生物への自立的移行性やヒトに対する危険

様式第3号

整理番号 _____

組換え DNA 実験終了・中止報告書

年 月 日

宮城大学研究委員会委員長 殿

承認番号			
実験責任者	学部・学科・身分		
	氏名		
	学内連絡先		
実験課題名			
実験開始日	年	月	日
実験終了・中止日(予定日)	年	月	日
実験の主内容			
安全委員会記入欄			

様式第4号

整

理番号 _____

組換え体の譲渡等届出書

年 月 日

宮城大学研究委員会委員長 殿

実験承認番号		
実験責任者	学部・学科・身分	
	氏名	
	学内連絡先	
実験課題名		
譲渡日	年 月 日	
譲渡先機関名 研究者身分・氏名		
譲渡の理由等を記入		
安全委員会記入欄		